

平成 12 年 10 月 19 日

第 3 回淀川水系流域委員会準備会議 審議骨子

準備会議議長 芦田和男

1. 事前審議の状況について

- ・ 一般公募、準備会議委員による推薦、河川管理者からの推薦により集計された委員候補者リストを確認し、候補者の選出について議論を行った。

2. 流域委員会規約の考え方について

- ・ 委員会の組織構成、全体委員会と部会の委員数と分野別構成、関係住民の意見反映方針、流域委員会の公開方法を盛り込む。
- ・ 流域委員会と部会の関わり、全体委員会から部会への諮問などについて記述する。
- ・ 委員会設置についての法的位置づけを明確にする。
- ・ 全体委員会の委員長は委員の互選により決定し、委員長代理は委員長指名により決定する。定足数は委員総数の過半数とし、代理出席は認めない。議決の条件は出席者の過半数とするが、少数意見も付記する。
- ・ 部会の部会長は全体委員会で決定し、部会長代理は部会長指名により決定する
- ・ 河川管理者は、委員の要請に対し積極的に発言するほか、委員長、部会長の許可を得て自ら発言できるものとする。一般傍聴者に対しても発言の機会を設ける。
- ・ 規約の改正は、委員総数の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。

3. 流域委員会委員候補者について

- ・ 全体委員会は、治山・砂防、洪水防御、河道変動、水資源、農林漁業、動物、自然保護、植物、水環境、水質、教育、法律、経済、水文化、地域・まちづくり、生態系、マスコット、河川環境一般の各分野の専門家 18 名と、地域住民 4 名からなる計 22 名を候補者とする。
- ・ 部会については、淀川部会 20 名（内、住民 7 名）、琵琶湖部会 17 名（内、住民 5 名）、猪名川部会 12 名（内、住民 5 名）を候補者として選出した。

4. 委員就任の承諾手順について

- ・ 就任の承諾作業は、準備会議と河川管理者が共同で行い、地建局長が委嘱する。
- ・ 委員候補者には、事前に電話をして、原則として訪問、資料を説明してご承諾をいただく。訪問を辞退された場合は、電話でご承諾をいただく。

5. 第 4 回会議の開催と内容について

- ・ 2000 年 12 月 12 日（火）17:00～19:00、京都センチュリーホテルにて行う。
- ・ 流域委員会規約の審議、決定した流域委員会委員の公表が主な内容。

以上